

明治初期における李鴻章の対日觀

白 春 岩*

はじめに

19世紀半ばから中国は「内憂外患」の情況にあった。1840年アヘン戦争で敗北した後、清国は欧米列強と不平等条約を締結し、開国を余儀なくされた。領土を割譲し、植民地を認め、列強に分割される対象となった。統治者たちは無能で、有効な対策をとることができなかつたため、輝ける歴史を持っていた中華民族は次第に衰えてきた。中国は漢人官僚曾国藩、李鴻章らを中心に西洋近代的技術を取り入れ、軍需工業などを建設しようとする洋務運動を行ったが、「中体西用」（西洋の近代的技術を利用し、中国の政体を守る）を唱えたため、根本的に清国の衰退情況を止めることができなかつた。

他方、明治政府は1868年に発足したが、当時の日本は幾つかの問題に直面していた。版籍奉還（1869年）、廢藩置県（1871年）を行ったばかりで、不安定な国内情勢が続いた。その上、幕府から引き継いだ欧米諸国との不平等条約にも苦しんでいた。

同じアジアに位置している日中両国はそれぞれ富國強兵の政策をとった。日中両国の往来も国際状勢により、民間の範囲をこえ、政府と政

府との往来も行われるようになってきた。

李鴻章（1823–1901）は中国近代史を考える上では見逃してはならない人物である。李鴻章に対する評価も時代により変化し、まさに毀誉褒貶相半ばする人物である。例えば、李は軟弱外交をとり、多数の不平等条約を結んだため、従来「賣國奴」、「漢奸」と批判されてきた⁽¹⁾。梁啓超 [1987: 28] は李の行った洋務運動に対し「わざかに泰西文化の表面を少しだけ学び、まさに水を汲んで、その源を忘れ、それで満足していたようだった」と評価した。『清史稿』は「生平以天下爲己任、忍辱負重、庶不愧社稷之臣、惟才氣自喜、好以利祿驅衆、志節之士多不樂爲用」[趙 1977: 39 傳 12022]（生涯、天下の政治をなすことを己の任務となし、屈辱を忍ぶ、重任を負う、社稷の臣に恥じない。ただ自らの才能に満足し、財産と爵位で衆人を駆使する、気骨のある人は李鴻章に使われたくないと思っていた）⁽²⁾と記述されている。一方、李は列強が中国を蚕食することを阻止できなかつたが、列強同士を巧みに噛み合させて東アジアの勢力均衡を維持したため、東洋のビスマルク（Bismarck）だと言われている。

近年、中国では近代史を再評価する動きがあ

*早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程1年（指導教員 島 善高）

り、李鴻章に対する評価も徐々に変わってきている。李を対象とする日本人による研究も多数存在する⁽³⁾。中国側の研究も充実してきた⁽⁴⁾。これらの先行研究では李鴻章の歴史的な登場から失脚にいたるまで、研究が展開されている。

清国洋務運動を推進して最大実力者となった李が、近代初期における日中関係をどのように認識し、その認識によりどのような政策を構想したのか、またその政策により日中関係にどのような影響を与えたのか、などの問題についてすでに研究が蓄積されている⁽⁵⁾。しかし、先行研究は李が日本に対し、脅威をもっていたと指摘しているが、一体、いかなる面で日本を警戒したのか。その警戒によりどのような政策が取られたのか、その政策はどれくらい効果を果たしたのか、中国の朝貢国－朝鮮に対して、いかなる保護政策をとったのか、などの問題に関しては検討する余地があると思われる。その他、いずれの先行研究でも1872年のマリア・ルス号事件と1873年の副島種臣（外務卿）の清国派遣、この二つの歴史的事件を十分考察されていないようである。そこで、筆者は明治初期、とくに1870年代、日清修好条規締結前後の日中関係を対象とし、今までの先行研究を踏まえながら、以上の問題を検討したい。

幸い2008年中国の国家清史編纂委員会により『李鴻章全集』（以下『全集』と略す）全39巻が出版された。本『全集』には今まで公開されていない史料がたくさん収録されている。筆者は『全集』、『籌辦夷務始末』（中華書局版 以下『始末』と略す）などの史料を解読し、前掲問題の解明を試みると同時にその時期の李鴻章を再評価したい。

第1章 1870年代以前の李鴻章－知日

1870年代以前の李鴻章は「知日派」であった。日本は明治維新以来、西洋からいろいろな先進的な物事を取り入れ、富国強兵の道を歩み始めた。李は日本を手本とし、洋務運動を発足させた。しかし、佐々木 [1984: 92]、重松 [1995: 30] 等がすでに指摘しているように、明治維新より前に、李はすでに日本に関心を持ち始めていたのである。

1863年5月4日（同治2年3月17日）李鴻章は曾国藩へ次のような手紙を書いた。

史料1

俄罗斯，日本从前不知砲法，国日以弱。自其国之君臣卑礼下人，求得英，法秘巧，枪炮轮船渐能制用，遂与英法相为雄长。中土若于此加意，百年之后，长可自立。〔『全集』：29卷218〕

（昔ロシア、日本は大砲を知らず、国も日々弱くなったが、国の君臣は謙虚な態度を取り、イギリス、フランスから秘密の技術を求めて、大砲、船舶などの運用を学び、これらの国と並ぶ強国になった。中国もこの点を工夫すれば、百年後には自立できる）

李はロシア、日本を取り上げ、英、仏から大砲、船舶の製造と運用を学び、強国への道を歩んできたことを紹介している。中国も同じく英、仏の技術を取り入れれば、自立することができると強調した。また、1864年6月2日（同治3年4月28日）李鴻章は総理衙門への手紙でも同じ趣旨のことを書いている。

史料 2

夫今之日本，即明之倭寇也，距西國遠，而距中國近，我有以自立，則將附麗於我，窺伺西人之短長；我無以自強，則將効尤於彼，分西人之利藪。日本以海外區區小國，尚能及時改轍，知所取法，然則我中國深維窮極而通之故，夫亦可以皇然變計矣〔『始末』（同治朝）：3 冊 25 卷 1088〕

（今日の日本は明代の倭寇である。地理的には西洋より遠く、中国により近い。我々が自立すれば、すなわち、日本は我々に頼り、西洋人の状況を探るだろう。我々は自ら強くななければ、日本は西洋の悪事を真似し、西洋人と中国での利益を分割するだろう。日本は小国でありながら、ちょうどよい時に改革を行い、るべき方法を知っていた。したがって我が中国は窮すれば通ずという道理をよく考え、また堂々と考えを変えるべきである）

これらの史料から、李鴻章が早くから日本に関心を持ち始めていたことが明らかである。李が倭寇の故事に鑑み、日本の軍事力が強大になることに対して、警戒心をもっていたのは明確である。当時の腐敗した清国官僚は、外国の技術を「奇技淫巧」（悪質な計略）だと認識し、それを取り入れようとはしなかった。李はそれらとは異なり、日本側の「改轍」、「取法」などの行動を高く評価し、自国の弱点も意識し、清国の自立への志向を強調した。つまり、日本を手本とし、外国の技術を学ぶこと、それこそが強国への道だと呼びかけたのである。

第2章 日清修好条規における李鴻章 (1870, 1871年) —聯日

1870年以降「知日派」であった李鴻章は「聯日」という考えに変化した。1870年8月29日李鴻章は直隸總督に任命され、順調に天津教案（清末の反キリスト教暴行事件）を処理した。また北洋大臣に任命され、正式に中国の近代外交舞台に登場してきた。

日本は徳川幕府の末期から清国との国交を始めようとした。そのときの清国政府は「天朝上国」⁽⁶⁾という考え方をもったため、日本との間に条約を結ぼうとはしなかった。1868年1月（慶應3年12月）明治新政府が発足し、新しい外交政策に乗り出した。日本は1868年6月（慶應4年閏4月）長崎裁判所から應宝時（当時清国の上海道台）へ書簡を出した。この書簡の中で、明治政府の政権交代の成立を通告し「欽承皇室之德意將欲以修善隣之好」[徐 1994: 174]と修好の願望を表明した。したがって、徳川幕府に引き続き、清国との国交を求め始めた。一方、当時の清政府では総理衙門大臣恭親王を始め、以下のような考え方をもっていた

史料 3

臣等就今日之勢論之，髮捻交乘，心腹之害也，俄國壞地相接，有蠶食上國之志，肘腋之憂也。英國志在通商，暴虐無人理，不為限制則無以自立，肢體之患也。故滅髮捻為先，治俄次之，治英又次之〔『始末』（咸豐朝）：8 冊 71 卷 2675〕

（臣等は現在の情勢を論じ、髮〔太平天国〕捻〔北方農民反乱軍〕が起こり、心腹の害である。ロシアは地理から見ると隣国に位置し、中国を

蚕食する恐れがあり、これは脇の憂である。イギリスは通商に目指し、暴虐で、無礼であり、これを抑制しなければ、我々は自立できない、肢体の患である。故に、髪と捻を何より先に滅ぼさなければならず、ロシアを抑制するのがその次、イギリスは又その次である）

幾つかの利害関係の中で、国内の反乱は第一位で、外国からの侵略は二の次であると考えた。つまり中国の上層部は日本に対して、それほど注目してはいなかったのである。一方、上海を中心とする開港地周辺においては、洋務派官僚曾国藩、李鴻章たちは日本の存在にある程度の関心を示した。

1870年9月1日（同治9年8月6日）日本の太政官は外務権大丞柳原前光、同権少丞花房義質、同文書権正鄭永寧らを派遣し、国交と通商の交渉、貿易状況の調査を目的にし、長崎から出発、清国へ渡航させた。

10月2日（9月8日）、柳原一行は李鴻章を訪問した。柳原は自国の歐米列強に侵略される危機を「心怀不服而力難独抗」〔『全集』: 30卷99〕（心の中は不服であるが、力が不足のため対抗できない）と訴えた。李鴻章に「宜先通好以冀同心協力」〔『全集』: 30卷99〕（まずは友好関係を保ち、同心協力することを願う）と提案をした。李は柳原の提案に共感をもったのであろう。柳原らは「礼貌词气均极恭谨」〔『全集』: 30卷99〕（礼儀正しい、言葉も非常に礼節に富んでいる）という好印象を李鴻章に与えた⁽⁷⁾。翌10月3日（9月9日）李鴻章は総理衙門への書翰の中で次のような態度を表した。

史料4

（前略）日本距苏、浙仅三日程，精通中华文字，其兵甲较东岛各国差强，正可联为外援，勿使西人倚为外府。将来若蒙奏准通商，应派官前往驻扎，管束我国商民，以备连絡牽制〔『全集』: 30卷99〕（下線 筆者）

（日本は江蘇、浙江よりわずか三日の距離に位置し、中華文字にも精通している。武力では東島各国の中で一番強い。まさに、わが国の外援にさせるべきで、西洋諸国の味方にさせてはいけない。もし、皇帝が将来日本への通商の命令を認めれば、向こうへ官員を派遣し、駐劄すべきである。我々の日本にいる商民を管理し、連絡と牽制のためにもなる）

この書翰から李は日本を清國の「外援」にさせ、西洋各国の味方にさせないという意図を持っていたことが分かる。一方、総理衙門は「大信不約、彼此相信」（大信は約せず、お互いに信する）という態度を示し、条約の締結に消極的であった。満州族の有力者である安徽巡撫英翰をはじめ、日本側の条規の要請に対し「恐贻后患、殷殷以杜绝为请」〔『全集』: 4卷216〕（後患を残す恐れがあり、切に杜绝を願う）と述べ、拒絶の意を呈していた。李鴻章はこれらの消極策に対し異議があった。李は以下のように述べた。

史料5

该国向非中土属国，不奉正朔，本与朝鮮、琉球、越南臣服者不同，若拒之太甚，必至如来示所云，介紹泰西各国，彼時再准立约，在我更为失计（中略）设一旦西国有变，不致为彼族勾结，且可备联东方形势〔『全集』:

30巻148]

(日本は中国の朝貢国ではなく、日本人は中国の臣民ではない。日本は元より、朝鮮、琉球、越南のような臣服する国々と同じではない、もし、日本の要求を厳しく拒絶するならば、日本は必ず西洋諸国を介して、また強く要求するだろう。その時に至って条約を許可すれば、我々の失策となる（中略）もし西洋諸国と中国の間に一旦変事が起こったとしたら、（日本を）彼国と連合させないようにするべきであり、そして東方連合を形成する必要がある）

李は日本と条約を締結するとき、西洋各国の影響も配慮するという点から出発した。結局、李鴻章を代表とする賛成派の意見が総理衙門に送られ、総理衙門の対日認識が少しずつ変化した。ついに日本の要求を受け入れ日清修好条規が誕生したわけである。

李は日本を籠絡し、日本が西洋各国と連合させないため日清修好条規を結ばせた。その他、もう一つの目的があげられる。つまり、朝鮮を守るためにある。6月24日（同治10年5月7日）李鴻章は同僚への手紙の中で次のように書いた。

史料 6

东瀛逼近江浙，易为肘腋之患（中略）西洋近与高丽为难，日本，高丽积衅甚深，难保不从而助之〔『全集』: 30巻232〕

（日本は江浙より近い、脇の患になりやすい（中略）最近、西洋は高麗を挑発した、日本と高麗の間は不和が甚だ深いという事実からみれば、日本が西洋を助けないとは言いがたい）

李はシャーマン号事件（1866年朝鮮で交易を求めた米商船ジェネラル・シャーマン号が朝鮮側に焼打ちされた事件）を引用し、日本と朝鮮との関係をも配慮しながら、自分の朝貢国を守る観点からみても、日清修好条規を締結すべきだと考えた。9月13日（7月29日）正午、天津の山西会館で日清修好条規18条及び通商章程33款が調印された。日清修好条規は近代に入った後、欧米列強の侵略に苦しめられた日清両国との間で、自発的に結ばれた初めての平等条規である。その意味で、この条規を高く評価されよう。それと同時に条規締結に李鴻章が果たした役割も見落としてはならない。

日清修好条規が締結した後、李はどのように日本を認識したのか。

史料 7

惟诸侯擅权，有似列国纷争，近撤各藩回京，议论不一，实无图我之心（中略）今因中国肯于通商议约，喜出望外。愿从此各自强兵固本，不独东人无虑，即西人亦不多覬覦〔『全集』: 30巻347〕（下線 筆者）

（日本は諸侯が権力を握り、列国の紛争に似ている。最近各藩の権力を中央に回収しようとしているが、議論は定まっていない。日本は我々を害する意図はない。時下、中国が日清修好条規に応じる事に対し、日本側は甚だ喜んでいる。これから両国とも兵を強くし、国の基礎を固める。東洋人は侵略される心配がない、西洋人も覬覦できない）

李は日本国内の廢藩置県による不穏な内政を述べ、日本側が中国を侵略する意図がないと考えた。日本側は清国の日清修好条規締結に応じ

る事に対し、満足していることを述べた。李は日清修好条規をきっかけとしてこれからの両国が安定する関係を望んでいた。

19世紀後半、李は日本を手本とし、洋務運動を進めながら、日本との国交も模索し始めた。その成果の一つとして日清修好条規が挙げられる。しかし日清修好条規の締結まで外国との間で合意文書を結ぶ場合、「条規」という言葉を用いた例はなかった。「条約」を使うのが一般的であった。何故、李鴻章は「条約」ではなく「条規」という言葉を用いたのか。毛利〔1994:3〕は「条規」について詳しく検討した。毛利は「対欧米外交と対日外交を自覺的に区別したわけである。不平等な条約関係とは別個な対等平等な条規関係を目指し、さらに西洋列強に対抗する『外援』をも期待したに違いない」と述べた。これはまさに李鴻章の「平等」という理念の産物だと考える。当時の清国では日本との関係を見るとき、日本を軽視することが普通であった。「蕞爾小国」(小さい国)という言葉は当時の日本について言及するときしばしば中国側で使用されていたものである。李鴻章はそれらの意見と違い、日本を対等な国として位置づけたのである。批准書を交換した際もこの平等の理念を貫徹した。この内容に関しては、改めて第3章で論じる。

第3章 マリア・ルス号事件における李鴻章（1872年、1873年）—聯日

第1節 マリア・ルス号事件の処理（1872年）

李は「知日」理念を「聯日」の行動にまで昇華させ、日清修好条規を締結した。このような認識の中でマリア・ルス号事件が起こった。これは李の「聯日」という考えを確固とさせた事

件であった。本章ではマリア・ルス号事件における李鴻章について論じたい。

1872年7月9日（明治5年6月4日）ペルー船マリア・ルス号（THE MARIA LUS）はマカオからペルーへ向かう途中、台風に遭い、船体を修理するため横浜に入港した。同船には約230名の清国人が乗船していた。7月13日（6月8日）マリア・ルス号から木慶モクビンという清国人が脱走し、イギリス船に救助された。調べた結果、マリア・ルス号は人身売買の船であることが明らかになった。イギリス、アメリカ公使の勧告を受けた日本外務卿副島種臣は色々な難題を抱えながら、大江卓に指示し、マリア・ルス号を日本の裁判にかけ、清国人を解放させた。翌年、ペルー使節ガルシヤが来日し、この裁判が不法であると非難した。この問題はロシアによる仲裁裁判で、明治8年5月29日、ロシア皇帝は日本政府に賠償責任はないという判決を下したため、この事件は日本側の勝利という形で決着した。

李鴻章はマリア・ルス号事件に対し、どのような態度を示したのか。9月29日（8月27日）李は総理衙門へ手紙を差し出した。別紙として、入手した日本の天皇のマリア・ルス事件に対する意見の手紙も同封した。天皇の手紙の中で日本側が日清修好条規の内容に従い、両国の友情を促進するため、清国の苦力を救ったわけであることを表明した。それに対し、李鴻章は「該國尚知怜恤华民、中国自未便置之不问。（中略）亟应彻底根究、以儆效尤而保民命」〔陳1985: 976〕（日本は華民を憐れみ、中国はこの事件を無視してはいけない。徹底的に追求し、悪事をまねる者への戒めとして、国民の命を保護する）という書簡を総理衙門に送り、自分の意見と立場を

表明した。

マリア・ルス号事件に関する史料は『华工出国史料汇编』の中に14件が収録されている。中には李鴻章と関係がある手紙は3通ある。主にマリア・ルス号事件に関する情報を総理衙門へ報告する内容である。マリア・ルス号事件に対する関心度は日本側ほど高くはないように思われがちだが、1873年副島が清国に赴いたとき、李鴻章は総理衙門や皇帝に上奏し、上手にマリア・ルス号事件を利用していった。それについて節を改めて論じてみる。

第2節 副島適清と李鴻章（1873年）

1873年3月11日（同治12年2月13日）特命全権大使に任命された副島は、柳原前光（外務大丞）平井希昌（外務少丞）鄭永寧（外務少丞）林有造（外務省六等出仕）らと共に、国書と日清修好条規の批准書を持ち、清国へ派遣された。

日清修好条規の批准書交換

1871年日清修好条規は李を代表とする「聯日派」により結ばれたが、条約の批准書はまだ交換されていないため、法律の効力がなかった。いったい李鴻章はどのように自分の「聯日」思想を現実化させたのか。日清修好条規の批准書を交換した際、李の行動をみてみよう。

1873年1月17日（同治11年12月19日）李鴻章は総理衙門へ次のような書簡を出した。

史料8

（前略）至日本距中华最近，该国君臣现与西洋各国情谊深浹，事事力图自强。中国似应加意笼络，以固近交。观其迭次来使，情

词均尚恭顺，如本年秋间，秘鲁国“瑪也斯”船拐卖华民二百三十名，至彼全数扣留收养，交江南委员陈福勋带回，不肯索还用费。情礼周摯倍越寻常。是其向慕中国，讲信修睦，尚非虚假。我国自不得不推诚接待
〔『全集』：30卷490〕（下線 筆者）

（日本は中華より最も近く、日本の君臣は現在西洋各国と深く友誼をもって、何事も自強（自ら強くなる）に取り組んでいる。中国は日本を籠絡し、近隣国との外交を固めるべきである。來訪した使節を見ると、その言葉は恭順である。例えば、今年の秋、ペルー國マリア・ルス号は清国人230名を乗せて日本に寄港したとき、日本は清国人全員を拘留し、収容した。そして、江南委員陳福勲に渡し、帰国させた。日本側は費用を請求せず、情理を尽くすこと一通りではなかった。これは日本が中国を慕って、互いの信頼をもって、国交の樹立を欲していたからである。虚偽ではない。我が國も自ら誠意をもって接待せざるを得ない）

李鴻章は総理衙門への書簡の中で、マリア・ルス号事件による日本側の姿勢を十分認めて、高く評価した。清国側も誠意を見せるべきだと提言した。

翌日の18日（同治11年12月20日）李鴻章はまた皇帝への奏議の中でマリア・ルス号事件を引用した〔『全集』：5卷299〕。

その時点で、マリア・ルス号事件の日本での裁判はすでに終わっていた。何故、李はこのときわざわざマリア・ルス号事件を取り上げたのか。言うまでもなく、自分の「知日」、「聯日」理念を確かめ、他者にも認めさせるためであり、日清修好条規批准書をもっと順調に交換さ

せるためでもあった。

李鴻章が日清関係を考えるとき、「平等」の理念を持っていたのは前掲のとおりである。批准書を交換した際も、その理念を貫徹している。批准書交換の当日、李鴻章は次のように語った。「今日換約ハ我衙門ニ於テセス、茲ニ會同ス、是亦平行ノ全權ヲ昭カニスルノ意也ト(読点 筆者)」[『大日本外交文書』: 6巻138]。しかし、印章の問題で両国間に齟齬が生じた。日本側は太政官の印を押し、清国側は皇帝の寶を使った。この問題を発見した李鴻章は副島に日本側の印も国璽に換えるよう提言をした。副島も両国は対等であるという立場に立って、日本も国璽を使うべきであると主張した。この国璽に関する内容は『全集』にも収録されている[『全集』: 30巻543]。近代の日中関係史は、まさに李、副島を代表とする人々の尽力により、平等な条約が結ばれて始まったのである。

これにより、日清修好条規の批准書が交換され、条規として発効した。李鴻章の「知日」理念が「聯日」理念にまで発展していたのである。

謁見問題

日清修好条規の批准書交換により、李の「聯日」思想は公的に認められることになった。その後、李は「聯日」思想を念頭におきながら、どのように日中関係を処理したのか。

天津で李鴻章と日清修好条規の批准書を交換した副島は、同治皇帝の大婚と親政を祝うため、天津より北京へ移動した。李鴻章は孫士達(江蘇記名道)を遣わし、副島一行の面倒を見ると同時に、謁見問題を処理せよと命じた。

副島が清国に到着する前、李鴻章はすでに謁見の下準備を始めていた。1873年1月17日(同

治11年12月19日)李は總理衙門への書簡の中で謁見に対し、自分の立場を表明した。

史料9

(前略) 本年秋间，秘鲁国“玛也斯”船拐卖华民二百三十名，至彼全数扣留收养，交江南委员陈福勋带回，不肯索还用费。情礼周摯倍越寻常。(中略) 彼因我皇上大婚礼成，亲政在迩，遣派外务大臣奉书致贺，(中略) 如果将来各国俱准覲见，自无不准该使朝覲之理，该使自不得越众先请。卓裁以为然否。该使换约后，如必欲进京拜谒诸王，大臣，前已于条规中议定允行，未便阻止[『全集』: 30巻490]。

(今年の秋、ペルー國マリア・ルス号は清国人230名を乗せて日本に寄港したとき、日本は清国人全員を拘留し、収容した。江南委員陳福勲に渡し、帰国させた。日本側は費用を請求せず、情理を尽くすこと一通りではなかった。(中略) 日本は我が皇帝大婚、親政のため、外務大臣を派遣し、國書を持って祝賀の意を表しにきた。(中略) もし将来各国の謁見を認めるならば、副島の謁見を阻止すべきではない。また副島が他の使節に先駆け、謁見するのはいけない。これで宜しいか。副島は条約を交換した後、北京で諸王、諸大臣に拝謁するだろう、前の条約で議したとおり、それを阻止するわけにはいかない)

李鴻章はマリア・ルス号事件を引用し、清国も誠意を見せざるを得ない、つまり謁見を順調にさせようと提言した。

副島が天津滞在中、李鴻章は副島の謁見のために色々手配をし、孫士達を副島に紹介した。

『大日本外交文書』は次のように述べている。

だかつてない盛舉である。唇齒輔車のように密接に助け合うべきである)

史料10

「李ヨリ嚮導ノ委員ヲ派セント約シ、又江蘇記名道孫士達ナル者現ニ總理衙門ニ在外使謹謁ノ事ヲ議ス、閣下事アラハ此人ヲ用フベシ、必能ク力ヲ致サント（読点筆者）」〔『大日本外交文書』：6卷139〕

つまり、李は人を派遣し、副島を北京まで送るのみならず、北京での謁見を順調にさせるため自分の腹心－孫士達を紹介したのである。その上、總理衙門にも同じ趣旨の手紙を送った〔『全集』：30卷514〕。この手紙の中でマリア・ルス号事件を再度取り上げ、マリア・ルス号事件を処理した日本側の厚誼に報いるため、副島一行を助けるべきであるということを明確に述べた。

副島が日本に帰国したとき、李鴻章らはどのような行動をとったのか。

史料11

曩者秘魯國、拐販華民一案、經執事竭力營救、盛德高義、足伸公道（中略）殊恨相見之晚（中略）惟彼此、同居東土、永結和好、實爲數千年來未有之盛舉、輔車相助、唇齒相依〔『大日本外交文書』：6卷196〕（下線筆者）

（以前、秘魯國は華民を拐販し売り飛ばす事件があった。貴下は力を尽くし、華民を救った。貴下は盛大な恩徳、高い情義で、正義を貫いた。（中略）私（李鴻章）は貴下と早く会えればよかったですと思う。（中略）中国と日本は同じ東アジアに位置し、永く和平を結び、実に数千年來いま

これは副島と別れる際、李が自ら書いた手紙である。李はマリア・ルス号事件を取り上げ、感謝の意を表した。さらに、二人の関係を「相見之晚」だと比喩し、日中関係を「唇齒輔車」の関係だと見なした。

副島の軍艦が大沽（天津の港）を離れた時、祝砲が発せられた。清国に派遣された使節の中で、このような待遇を受けた人は副島が最初であった。副島の清国の旅では終始マリア・ルス号事件の影響が窺える。マリア・ルス号事件は清国、とりわけ李鴻章の対日認識には相当な影響を与えたと言っても過言ではないだろう。李は副島の使命を順調に遂行させるため、うまくマリア・ルス号事件を利用した。李の行動はまさに「聯日」思想の実践と言ってもよいだろう。

第4章 台湾出兵における李鴻章 (1874年)－疑日、防日

しかし、その後の日中関係は李鴻章の考えたとおりにはうまく進まなかった。日清修好条規は1873年に発効されたが、その翌年、日本側は琉球難民殺害事件⁽⁸⁾を口実とし、台湾に上陸した。日清関係は急転した。台湾出兵の経過についてはすでに詳しく研究されている。本章では2008年出版された『全集』を引用し、今まで看過された内容を取り上げよう。

1874年5月内務卿大久保利通により台湾出兵を正式に決定した。李鴻章をはじめ、清国側はこの情報の信憑性に疑問をもっていた。李は總理衙門への手紙の中で次のような意見を表した。

史料12

日本甫經換約、請觀和好如常、台灣生番一節並未先行商办、豈得遽爾称兵、即冒然兴兵、豈可无一语知照、此以理揆之而疑其未确也。日本内亂甫平、其力似尚不足以图远、即欲用武、莫先高麗〔『全集』: 31巻23〕(日本はわが国とはじめて条規の批准書を交換し、謁見も円満に終えた。日本が我々に台湾の生蕃については予め相談していないのに、どうして兵事を起こすことができようか。軽率に兵事を起こすとしても、どうして一言も知らせないことがあろうか。これは理に違背し、故に私はその眞実性を疑う。日本は内乱を鎮圧したばかりで、その実力は遠大な計画をすることができないはずである。兵事を起こすとしたら、高麗が先であると思う)

李は日本国内の実情を分析し、外国へ出兵するのが不可能だと主張した。もし出兵するならば、朝鮮の方が先であると考え、出兵の事実に疑問をもっていた。

台湾出兵の実情を知った清国は、5月29日船政大臣の沈葆楨（1820～1879）を「欽差辦理台灣等處海防兼理各國事務大臣」に任命し、台湾に派遣した。日本側は柳原を全権公使に任命し、清国へ赴かせた。柳原は5月28日上海に到着した。柳原と談話した際、李は「生番所杀是琉球人、不是日本人、何須日本多事」（生蕃が殺害した人は琉球人で、日本人ではない、日本側は余計なことをする必要がない）、「今甫立和約而兵臨我境、你对不起我中国、且令我對不起皇上百姓」（日中両国の間、初めて国交を結ぶ条規を締結したが、日本側は兵隊を我が国境に迫る。日本側は我々中国に悪いことをした。また私を皇帝、百姓に申し

訳ない立場に置かせた）〔『全集』: 31巻69〕など厳しく批判した。李の話から以下のようなことが分かる。まずは、難民殺害事件の被害者、琉球人は日本人ではない。日本人は台湾へ出兵することは越権行為であると指摘した。次は、日清修好条規が発効されたばかりで、日本側の行動は甚だ不適切である。さらに、日本と条規の締結に至ったことは李を代表とした「聯日派」の努力であった。しかし、日本の違約行動は李を不利な位置に置かせたことになる。したがって、李は日本側の行動に甚だ激怒し、日本側に対し不信感を持ち始めたのであった。

同時に李は自ら解決策も模索した。まず、事件が起ころってから、三年も過ぎて清国側は生蕃を処分していない、これは清国の過失だと言わざるをえない。清国側は賠償金を支払って、それによって日本を撤兵させる〔『全集』: 31巻83〕。次に、アメリカ副領事と会談した際、台湾事件の処理について、マリア・ルス号事件を参考にして第三国を頼み、仲裁裁判で解決しようと提案した〔『全集』: 31巻86〕。

柳原との談判は難航し、大久保利通はまた渡清した。双方は賠償金をめぐり、長期間に渡る討論に入った。結局、同年10月31日、日清間の互換条款と互換憑單が締結された。清は日本の出兵を「保民の義挙」だと承認し、難民の遣族に「撫恤銀」10万両、日本が台湾に残した施設の補償金40万両、合計50万両を日本へ支払った。これにより台湾問題が妥結した。

李鴻章は台湾事件により、以下のように考え方方が変わった。

第一、日本は「安心向化」〔『全集』: 4巻217〕（安心して教化に向かう）だと思っていた考え方方が変わった。李は「日本則近在戸闇、伺我虚實、

誠爲中国永久大患」〔『始末』(同治朝): 10冊99卷4001〕(日本は近く門口にあり、我国の様々の情況を探っている、誠に中国の永遠の患である)と認識した。日本が清国の「永久大患」だと考え方が変わった。

第二、駐日公使派遣の重要性を認識した。李は「防患未萌」(災害を未然に防ぐ)〔『全集』: 31巻43〕のため、使節を派遣すべきであると主張した。1877年清国から公使何如璋の派遣が実現した。

第三、武器の改良と沿岸の防衛にも注意を払った。総理衙門に手紙を送り、西洋の「大砲」「船舶」を買うべきであると主張し、海防の大切さを認識した〔全集: 31巻57・94〕。李鴻章だけではなく皇帝を始め、諸大臣も海防の重要性に目を向けた⁽⁹⁾。丁日昌は「擬海洋水師章程六條」を作成した〔『始末』(同治朝): 10冊98卷3955〕。

第四、「変法」(法律や制度を変える)の大切さを感じた。台湾出兵がおさまった後、清国では「海防」をめぐり論争が絶えなかった。李は海防の重要性だけではなく、清国の古い制度も変えなければならないと主張した〔『始末』(同治朝): 10冊 99巻9117〕。つまり、根本的に清国的局面を挽回するためには、新しい制度や方法をとらなければならないと考えた。

第五、朝鮮の保護にさらに関心を持った。もし台湾出兵が成功であれば、また朝鮮へ出兵する可能性が高いと指摘した〔『全集』: 31巻62〕。朝鮮の防衛にも油断できないと呼びかけた。

台湾出兵における清国側の対応について、薄〔2008: 345・350〕は「清の対日外交政策の中の『聯日』策略の一環であり、日清修好条規以来の『聯日』路線の延長線にあるものである」と

指摘している。日本と互換条款を結び、賠償金を支払うという譲歩をしたのは「総理衙門の措置を支持していた李鴻章の『聯日』外交思想によるところも大きかった」と述べた。しかし、李を代表とする人たちの譲歩行動は「聯日」思想と果たして言えるのであろうか、もし「聯日」思想でなければ、清国側が譲歩したのは一体何故であったのか。以下この問題について論じる。

まずは、清国の国内実情を見てみよう。李は沈葆楨への手紙の中で「司、关兩局入不敷出、厘税又复减收、貧弱为今日大病（中略）欲求富強、是尤南辕而北辙也」〔『全集』: 31巻63〕(関税は収支がつりあっていない、厘税(商品の地方通過税)も減少する傾向である。貧弱は今日の國の大病である。(中略) 今の國勢は富強を求める志とは正反対である)と述べた。つまり、清国の経済はすでに収支がつりあわない情況に陥っていたのである。その他、新疆での叛乱が未だ収束していない事情も見逃してはならない。すでに「内憂」に悩まされた清国側が、日本の挑発を迎え撃つことは、不得策であり、今の「求富強」の目標と正反対となるのである。

次に、日中双方の軍事力を見てみよう。李は総理衙門へ手紙を出した〔『全集』: 31巻41〕。それによると、船舶と大砲などの軍事力から見れば、日本が必ずしも勝つとは言えない。しかし、清国の兵士は厳しい訓練を受けたことがなく、戦争を経験したこともない。一方、日本側は戦艦二隻があり、指揮官にはアメリカ人を雇用している。ハート(Robert Hart 赫德 中国海關の総稅務司)の話によると「中国恐敵不住」〔『全集』: 31巻39〕(中国は恐らく敵対することができない)という情況であった。つまり、もし軍事行

動を起こしたら、海防能力の欠如している清国側は有利ではないだろう。

さらに、李鴻章の態度を見てみよう。李は戦争を避けようと考えた。醇親王への手紙の中で李は「若能据理阻止、息此兵端、誠东南数省之幸、否则后患何可胜言」[『全集』: 31巻38]（もし理をもって戦争を防ぎ、兵事を抑えることができれば、これはまさに東南各省の大幸である、そうでなければ、後の憂いは言い尽くせないほどになるだろう）と述べた。つまり、一旦兵事が起こったら、東南の沿海地方はその害に避けることができない。むしろ、議論を通して、戦争を阻止するほうがいいと李は主張した。沈葆楨への手紙にも「不遽动手」[『全集』: 31巻75]（にわかに戦うことをしていない）と命令した。まさに李の「以静制動」（静を以て動を制す）、「以逸待勞」（逸を以て労を待つ）という策略であろう。

何故、李はこのような考え方をもったのか。李は同僚への手紙の中で「目前饷源枯竭、大举本不易言、自强亦非可徒恃空谈、要在諸将帅卧薪尝胆、精求理财强兵之术、自渐慑服销弭」[『全集』: 31巻98]（目下軍隊の財源が枯渇している、大挙して攻め込むことは簡単に言えない。また自強もすぐには実行できない。諸将領は臥薪嘗胆をし、財源と強兵の技術を獲得したら、敵は恐れて服従するだとう）と表明した。つまり、李は「自強」という目標を念頭に置いていたのである。清国は「洋務運動」により国力が向上し始めたばかりで、この時点で日本側と戦争をしたら、清国にとっては、決していい事ではない、むしろ「以退為進」（退を以て進と為す）という方針をもって、最小限の譲歩で日本を撤兵させる。それによって、自国の「自強」の環境を守る。国民の危機感と「臥薪嘗胆」の意志を鼓舞させ

ようと考えたのであろう。

以上の論拠から見れば、李鴻章の妥協、譲歩政策は「聯日」策略というより、むしろ清国の国情を配慮した策略であり、長い目で見る「自強」という目標を実現するためにとった柔軟な策略であると考える。

1875年5月30日清政府は沈葆楨、李鴻章をそれぞれ南北洋大臣に任命し、早速南北洋出師を建設せよという命令も下した。そして、毎年「海關」「厘金」（商品の地方通過税）から400万両の銀を分配し、海軍の軍費に使うと命令した。南洋大臣沈葆楨は予算を南北洋水師に分散させる不利を説き、北洋水師に予算を重点配分することを主張した。清政府は日本を仮想敵国と見なしたため、沈の意見を受け入れ、北洋出師の建設が始まったのである〔戚 1998: 206〕。したがって、やはりこの時点は「聯日」ではなく「防日」である。

結びにかえて

本稿は明治初期、特に1870年代初期、日中間の代表的な事件、日清修好条規の締結、マリア・ルス号事件、副島の清国派遣、台湾事件を対象にして分析した。これらの歴史事件における李鴻章の態度及び変化をピックアップし、解明作業を行った。特に先行研究の中で看過されがちであるマリア・ルス号事件、副島の清国派遣、この二つの史実を取り入れ、検討を試みた。本稿における考察は以下のようにまとめることができる。

李鴻章の対日觀

李は1870年代以前、徐々に強大になってきた隣国日本を注目し始め、「知日派」であった。

そして、日本を高く評価した。その目的は外国の先進的な技術などを導入するため、国民を喚起することである。さらに、洋務運動を順調に展開させるため、手本を探し求めたのであった。

1870年代に入り、洋務運動は発展の時期を迎えた。日清修好条規を世に問うことができ、「知日」理念を「聯日」理念に発展させた。李は何故この時期日本と連合したかったのか、以下の理由が考えられよう。

まず、国内情況を考えてみよう。その時期、太平天国の乱があり、農民の反乱も絶えなかつた。李は官僚として、政権を守ると同時に、洋務運動の任務も担っていた。洋務運動は参考となる前例がなかった。ちょうど隣国の日本は大胆に西洋の技術等を導入し、国が日々強くなってきた。一方、清国は古い思想や作法を固守し、その国力は弱まりつつあった。官僚たちは現実に気付かず、新しい物事に興味も持たなかつた。結果として、清国は時代遅れの国となっていた。早くも現実を認識した李たちは保守勢力と戦うとき隣国の日本の発展に注目せざるを得なかつたのである。

次にアジア情勢を考えよう。19世紀の半ばに入った清国は日ましに衰弱し、領土主権は西洋列強の帝国主義に踏みにじられた。中国は不平等条約を結ばされ、「華夷秩序」は崩壊した。朝貢国を守る能力も弱まる一方であった。中国の西北を見てみよう。アヘン戦争後、ロシアは新疆を蚕食し始め、不平等条約も締結せざるを得なかつた。1871年、ロシアが回族の乱を口実に中国新疆北西部のイリ地方に出兵した。中国の東方も平和ではない。同じアジアに位置する日本と朝鮮は昔から齟齬がある。明治政権

に入った後征韓論がずっと続いた。1871年2月アメリカ駐清公使ロウ（Frederick F. Low）は本国政府の命令により、シャーマン号事件を処理するため、艦隊を伴つて朝鮮へ赴いた。日本が朝鮮との不和を利用し、シャーマン号事件に便乗するかもしれないという李の予測も一理がある。中国の南方では朝貢国ベトナムはフランスに強大な軍事力で威嚇されていた。日本を敵の仲間に入らせないよう、日本の行動を束縛する条文が必要であった。この点について日清修好条規の第1条からも李鴻章の苦心を読み取ることができる。李は日々に強くなってきた日本に対し、ある程度脅威感を持っていたのである⁽¹⁰⁾。アジアの情勢を見てみると如何にうまく隣国との関係を処理するのか、李に与えられた課題は非常に困難なものであった。ゆえに李の選んだ策は「聯日」であった。

その他、日中間にはたくさんの類似点がある。同じく欧米列強に侵略され、不平等条約を強要されている。1870年柳原は清国に赴いた際、李に日本だけの力では抵抗できないという実情を訴えた。同じく日清提携論思想を持っていた日本人もいた。名倉信敦や岩倉具視などがあげられる⁽¹¹⁾。このように同じ不平等な待遇を強いられた日清双方は連合する可能性が高かつたのである。

日清修好条規はまさに日清提携論思想の産物と言っても過言ではないであろう。日本側は清への誠意を見せるため、マリア・ルス号事件を処理した。そのお返しとして副島が渡清した際、清国も最大級の歓迎をした。

1874年起こった台湾出兵は日清関係の分かれ目となった。直接に日本側からの威嚇を想像しなかつた李は改めて日本を自国の脅威として認

識した。日本に対する「聯日」思想も徐々に「疑日」、「防日」、「仮想敵国」に変わっていったのである。

李鴻章の再評価

日中両国は日清修好条規の締結により、対等な立場で近代国交をはじめたのである。これはまさに李の期待した日中外交の形だと思う。李は日本を中国の外援にさせ、西洋各国と連合させないように工夫をした。日清修好条規の発想、草案、締結、批准書交換に至るまでこの理念は貫徹していた。これは近代に入った後「華夷秩序」が徐々に崩壊した事実に対し、李の出した応急策だと言ってよいだろう。他の清国官僚は依然として「大中華思想」に溺れていたとき、李はすでに危機感を自覚し、国際情勢を読み、条規を結んだのである。これは李の他者よりも優れているところだと言えよう。

一方、李の考え方には限界もある。先行研究では、1870年前の李は日本が清国にとって大きな脅威になることを認識したと指摘している⁽¹²⁾。しかし、先行研究ではその具体的な脅威について何も指摘していない。一体、どんな面で脅威を感じたのか。主に二つの面を指していると考える。第一、日本が西洋各国の味方になることを心配した（史料2, 4, 5）。第二、日本が朝鮮を侵略することに心配した（史料6）。その他、最も肝心な点は直接日本からの脅威に対して李鴻章の認識が不十分だったことである（史料7, 8, 9, 11）。

1874年前の李は日本と連合するのが主な目的であった。日本を対等な国に位置づけた李の平等思想は十分評価しなければならないが、一方、李は日清修好条規に頼りすぎ、日本側が条

規を守ると過信した。この認識不足のため西南海防が緩み、日本に台湾出兵のすきを与えたのである。台湾事件は李の想像した理想的なアジア像を裏切った。つまり、中国の敵は西洋各国だけではなく、隣国の日本もそうであったことを見逃してはならなかったのである。その後、李は日本を仮想敵国として、北洋海軍の創設に尽力した。前掲のとおり、台湾出兵を目のあたりにした李は早速幾つかの対策を講じた。この状況により迅速に対策を変えたという李の行動は高く評価されよう。

近年、中国大陸では李鴻章が登場する歴史劇が増えている。すべてが歴史事実というわけではないが、李の人物像がどのように変容してきたのかある程度窺えることができるだろう。これらの作品では、李鴻章への評価はかつての「買国奴」から、徐々に洋務運動のため献身した人物に変わりつつある。不平等条約の締結にだけ着目するのではなく、外国と朝廷の間に位置し、皇帝、西太后の権威を配慮しながら、欧米列強にも軟弱とならず、うまく自分の外交手腕を振るった李鴻章の像が徐々に現れてきた。

1875年江華島事件が登場し、日本は朝鮮に目を向けた。日清修好条規で意図していた「兩國ニ屬シタル邦土モ各禮ヲ以テ相待チ聊越スル事ナク」〔『大日本外交文書』：4卷204〕という構想は水の泡になってしまった。さらに、かつて中国のもう一つの朝貢国－琉球も処分の運命にあった。1874年以後、日中関係はどのように変容していったのか、李鴻章の対日観はまたどのように変化していったのか、これらは今後の検討課題である。

注

- (1) 例えば胡濱 [1955]。
- (2) 本文の中に出でてきた括弧中の中国語の訳文は筆者の訳したものである。また、本稿での日時の表記は西暦を基本とするが、必要に応じて、日本関係の事項の場合は日本の年号と旧暦を、清国関係の事項の場合は清国の年号と旧暦をそれぞれ括弧内に補記する。
- (3) 例えば、主な文献は以下のとおりである。島善高 2008「近代日中関係史の曙－副島種臣と李鴻章」『書法漢學研究』(2) 52-58頁、佐々木揚 1984「同治年間における清朝官人の対日観について－日清修好条規締結に至る時期を中心として－」『研究論文集』佐賀大学 第31巻 第2号 71-94頁、同 1985「同治年間後期における清朝洋務派の日本論－李鴻章の場合を中心として－」『東洋史研究』第44巻 第3号 26-54頁、大澤博明 1991「天津条約体制の形成と崩壊 1885～94（一）（二）」『社會科學研究』（東大・社会科学研）第43巻 第3号 1-83頁 第4号 79-154頁、重松保明 1995「李鴻章の対日観－同治時代を中心として－」『人文研究』（関西学院大）第45巻 第2号 28-42頁、同 1997「李鴻章の対日観－光緒時代を中心にして－」『人文研究』（関西学院大）第47巻 第1号 14-27頁、谷渕茂樹 2006「日清開戦をめぐる李鴻章の朝鮮政策－李鴻章の朝鮮認識と日本」『史学研究』第253号 43-63頁、岡本隆司 2007「洋務・外交・李鴻章」『現代中国研究』第20巻 1-16頁。
- (4) 張啓雄 1990「新中華世界秩序構想の展開と破綻：李鴻章の再評価に絡めて」『沖縄文化研究』第16号 231-253頁、趙軍 2001「李鴻章と近代中国対日政策の決定－1870年代を中心にして」『千葉商大紀要』第38巻 第4号 1-28頁、陳敏 2007「清朝末の中国外交と李鴻章」『立命館国際研究』第20巻 第1号 125-148頁、薄培林 2008「北京専約の締結と清末の聯日外交」『アジア文化交流研究』第3号 339-353頁 等が挙げられる。
- (5) 例えば、佐々木 [1985]、重松 [1995] などが挙げられる。
- (6) 中国の統治者たちは他の国より優れるという考え方を持ち、自称していた言葉。
- (7) 徐 [1994: 197] は「李鴻章にとって、柳原一行との会見は、これまでの対日認識を確認するチャンスでもあり、洋務運動の推進をアピールする材料でもあったのであろう」と述べた。
- (8) 琉球難民殺害事件とは1871年（明治4年）10月、宮古島から首里へ年貢を輸送する船は、帰る途中暴風に遭遇し、台湾南部に漂着した。琉球人は台湾に先住民と交流ができなかつたらしく、54名が殺害された。12名の生存者は、清国により宮古島へ送り返されたという事件である。
- (9) 同治帝は軍機大臣への詔書の中で「仍應整頓海防、以為自強之計（中略）將海防經費、先事豫籌、庶各海疆大吏不至以餉項支绌、致誤事機」〔『始末』（同治朝）: 10冊 95卷3809〕と述べ、兩廣總督英翰、安徽巡撫裕祿は上奏文の中で「海防本爲今日全局第一要務」〔『始末』（同治朝）: 10冊 99卷3979〕と主張した。
- (10) 李は日本との関係を「籠絡之或为我用、拒绝之則必為我仇」〔『全集』: 4卷216〕（籠絡すれば、我々の見方になれるかもしれない、拒絶すれば、必ず我々の敵になる）だと考えた。
- (11) それぞれ「清國交際拙議」〔大日本外交文書: 3卷186-187〕と「國事意見書（会計外交等ノ条々意見）」〔岩倉具視関係文書: 1卷328〕を参考。
- (12) 重松 [1995: 33] が挙げられる。

参考文献

- 胡濱 1955『壳国賊李鴻章』新知識出版社 98頁
 佐々木揚 1984「同治年間における清朝官人の対日観について－日清修好条規締結に至る時期を中心として－」『研究論文集』佐賀大学 第31巻 第2号 (1) 71-94頁
 ——— 1985「同治年間後期における清朝洋務派の日本論－李鴻章の場合を中心として－」『東洋史研究』第44巻 第3号 26-54頁
 重松保明 1995「李鴻章の対日観－同治時代を中心として－」『人文研究』（関西学院大学）第45巻 第2号 28-42頁
 徐越庭 1994「『日清修好条規』の成立（1）」『大阪市立大學法學雑誌』40巻2号 大阪市立大学法学部 170-225頁
 趙軍 2001「李鴻章と近代中国対日政策の決定－1870年代を中心にして」『千葉商大紀要』第38巻 第4号 1-28頁
 張啓雄 1990「新中華世界秩序構想の展開と破綻：李鴻章の再評価に絡めて」『沖縄文化研究』第16号 231-253頁

陳翰笙 主編 1985『華工出國史料汇編』第一輯

(三) 中国官文书选輯 965-1318頁

ドナルド・キー 2007『明治天皇』(二) 新潮社
490頁

薄培林 2008「北京專約の締結と清末の聯日外交」
『アジア文化交流研究』第3号 339-353頁

毛利敏彦 1994「条規という用語」『日本通史』月報
5 第16卷 岩波書店 1-3頁

刘广京, 朱昌峻 1995『李鴻章評傳－中国近代化的
起始』上海古籍出版社 2+9+403

梁啓超著 張美慧訳 1987『李鴻章: 清末政治家悲劇
の生涯』久保書店 303頁

梁啓超 2005『李鴻章伝』百花文芸出版社 3+153
頁

戚其章 1998『晚清海軍興衰史』人民出版社 4+7
+529頁

史料:
『大日本外交文書』第3卷 第4卷 1938年 外務省
調査部編纂

『大日本外交文書』第6卷 1939年 外務省調査部編
纂

『岩倉具視関係文書』第一 日本史籍協会 1927年

『李鴻章全集』全39巻 国家清史編纂委員会 2008
安徽教育出版社

『清史稿』趙爾巽 1977 卷39 中華書局

『籌辦夷務始末』(同治朝) 全10冊 2008 中華書局

『籌辦夷務始末』(咸豐朝) 全8冊 1979 中華書局